

第 1 2 9 4 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 5 年 9 月 1 9 日 木曜日

開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 2 時 1 5 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 1 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 2 9 3 回京都市教育委員会会議の会議録について, 全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 4 件 報告 4 件

イ 非公開の承認

議案 1 件, 報告 1 件については, 関係機関との協議を要する事項に関する案件であるため, 京都市教育委員会会議規則に基づき, 非公開とすることについて, 全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

学校教育法施行令の一部改正について

(事務局説明)

○ 大黒 総合育成支援課長

この 9 月 1 日に学校教育法施行令の一部が改正されたので概要について報告する。

主な改正内容は 2 点。1 点目は, 従来学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定される障害の程度に該当する児童生徒 (以下, 「22 条の 3 該当者」) は, 特別支援学校への就学を原則とし, 市町村教委が認めた者のみ例外的に「認定就学者」として小中学校へ就学することが可能となっていたが, それを改め, 市町村教委が就学することが適当と認めた者が, 「認

定特別支援学校就学者」として特別支援学校へ就学することとなった。

この改正の背景には、平成 18 年に国連で制定された「障害者の権利に関する条約」（インクルーシブ教育システムの定義が示された）の批准に向けて、平成 23 年の障害者基本法の改正をはじめとする国内法の整備の動きの中で、昨年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告が出され、その中で、

- ・就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。
- ・就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、児童生徒のそれぞれの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。等の内容が提言されていた。

この改正は、京都市をはじめ、各自治体における就学相談の実態に合わせる形での規定整備になっている。京都市における就学相談の特色は、①障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行っていること②就学にあたっての相談は地域の小学校へ相談していただくこと③就学指導委員会による就学相談を行っていることである。従来から、地域の学校の校長と保護者が子どもの障害の状態やそれに基づく教育的ニーズを確認し、就学先について相談した上で、就学相談の申出を行い、専門家等から構成する就学指導委員会による検討結果を基に、本人や保護者の希望、地域の学校の校長の意見などを踏まえて就学先を決定している。このように、従来から京都市においては、きめ細かな就学相談を行っている。

それを踏まえて、主な改正の 2 点目は、従来、就学先決定に関わって、保護者及び専門家等からの意見聴取（本市でいうと就学指導委員会が意見聴取の場となっている）が必要とされていたのは、就学予定者のうち、22 条の 3 該当者の就学先として小学校あるいは特別支援学校小学部への就学を通知する場合のみであったが、今回の改正により、意見聴取を必要とするケースが拡大し、引越や学校の統廃合により新たな学校に転学する場合など、22 条の 3 該当者の障害の状態のみならず、環境の変化等がある場合も意見聴取を行い、就学先が適当であるかを判断・決定することとなった。先述の通り、京都市では障害の状態等が変化した場合等、きめ細やかに就学指導委員会での検討を行ってきたが、障害の状態が変わらず、学校が変わる場合などの対応について、今後対策を講じていく必要がある。また、子どもの就学後も継続して支援体制等を検討していく必要があるため、「教育支援委員会（仮称）」への改称も検討していく。

京都市における 22 条の 3 該当者のうち、総合支援学校ではなく、小中学校普通学級や育成学級に就学している場合もある。22 条の 3 該当者で、小中学校普通学級には 40 名～50 名、育成学級は推定 70 名～80 名が在籍していると推測している。そういった児童生徒に対しては、例えば医療的ケアが必要な児童が在籍する学校には看護師を配置したり、知的発達に遅れがない肢体不自由の児童生徒が在籍している学校にはスロープ等を設置するなどの対応を行っている。

（委員からの主な意見）

○京都市は、従来から障害のある子どもだけに限らず、きめ細かい教育をおこなってきて

いる。今後も「就学」はもとより、「修学」についても意識しながら、個々の子どもに応じた指導・支援を展開して行ってほしい。

○視覚障害や聴覚障害の子どもの検査は、他の児童生徒より丁寧に行われているのか。

○就学指導委員会の名称も変更になるのか。変更になるのであれば、パンフレットに名称の変更に伴って、就学先を決定するだけでなく、継続的に子どもを支援していくというメッセージを掲載してほしい。

(事務局)

○元々対象の子どもが1名でも地域の学校に育成学級を設置するなど、きめ細かい対応を行っている。また、障害の状態の変化が伴う場合は就学指導委員会による検討を行っているが、環境の変化（転校等）の対応については、今後検討する必要がある。

○普通学級の子どもでも視覚検査や聴覚検査は年1回行っているが、障害のある子どもたちに対しては、より丁寧な検査を実施している。

○就学指導委員会の名称変更等を行う場合は、パンフレットにその変更の意図も含めて掲載する。

壬生サテライト施設への中京いきいき市民活動センター移転について

(事務局説明)

○ 大黒総合育成支援課長

9月市会に文化市民局から「京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について」が議案提出された。内容は、現在の中京いきいき市民活動センターの耐震性が低いため、すでに教育委員会によって耐震工事を終えている、鳴滝総合支援学校の「壬生サテライト施設」（旧壬生コミュニティーセンター別館）に全面移転するというもの。移転後は、1・3階はいきいき市民活動センター、2階を壬生サテライト施設として使用することになる。

壬生サテライト施設は、平成24年4月から使用を開始し、今年3月には2階部分にビジネスホテル仕様の実習室を整備した。現在、生徒たちがベッドメイキングの実習等を行ったり、壬生保育所や児童公園の近隣施設の清掃実習を行ったりしている。

中京いきいき市民活動センターの移転に伴って、生徒の実習などの教育活動に支障はない。

(委員からの主な意見)

○実習は職業学科の生徒全てが一度に壬生サテライト施設に行くのか。交通手段はスクールバスか。

○ベッドメイキングは、いくら丁寧でも時間がかかったらダメだと思うが、どのような指導をしているのか。

○中京いきいき市民活動センターが移転することで、センターを利用する方々とのふれあいなども活かしてよい方向に活動を充実させてほしい。

(事務局から)

- 本校にもクリーニングの施設などがあるので、本校における実習と壬生サテライト施設での実習を組み合わせながら教育活動を行っている。鳴滝総合支援学校は、家政（クリーニング）・流通サービス（メンテナンス）・福祉（福祉介護）の3学科あり、壬生サテライト施設に来るのは「流通」が主になり1回につき20名程度である。スクールバスではなく、市バス等の公共交通機関で通っている。
- ベッドメイキングの実習は、来年度から、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）の種目となることもあるため、当然時間も意識して行っている。

歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定並びにテキストブックについて

(事務局説明)

- 宮前生涯学習部担当課長

本検定は、子どもたちが京都の伝統や文化を知識と共に体験をとおして学ぶことを目的として、平成18年度から実施している。今年度で8年目となり、受検者数は延べ14万人を超える。また、市民ぐるみの取組として「歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定推進プロジェクト」を設置し、服飾専門家の市田ひろみさんに委員長を務めていただいている。

現在、検定の基礎コースは市立小学校5年生全員が、発展コースは市立小学校6年生全員が受検しているほか、団体受検や通信受検での受検者も数十名おり、24年度は約22,000名が受検した。名人コースは発展コース受検者が任意で受検し、名人認定者の中から特に優れた子どもたちを「ジュニア京都観光大使」に任命している。現在も小学校5年生から中学校1年生までの計8名が京都の魅力を発信するために様々な活動をしている。25年度も10月中旬から11月中旬にかけて例年の規模で検定を実施する予定である。

「歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック」は今回で第8版の発行となった。京都の歴史や伝統、生活文化や産業、観光といった幅広いジャンルについて、親子で楽しく学べる内容となっている。毎年、市立小学校4年生約11,000人に無償配布しており、家庭学習や学校の授業等で活用されている。今回の第8版は、昨年9月の「古典の日」の法制化に伴い、4ページ増やして古典文学の内容を充実させたほか、祇園祭の大船鉦についての記述やノーベル生理学医学賞を受賞された山中伸弥氏の記事を追加するなど時点修正を行っている。今後も、子どもたちにとってわかりやすい内容となるよう工夫していきたい。

(委員からの主な意見)

- 学校教育活動の中で、このテキストブックはどのように活用されているのか。課外学習等で何か調べてくるような使用方法もあるのか。
- 中学校での活用方法についてはどうか。
- 私学へも広がりができればいいのでは。
- 内容は5年生にとっては難しいところもあるが、保護者も一緒になって活用できるものだと思う。

○京都は歴史都市と言われるが、案外地元の人は行ったことがないと聞く。子どもの頃から京都について学ぶ機会になればよいと考える。

(事務局説明)

○テキストは、各学校によって差はあるが、副読本としての活用や、家庭内においても親子で見えて活用いただいている。教育活動においてテキストを使用するようには言っているものではない。

○テキストの学校現場での具体的な活用として、4年生で京都の伝統産業を学ぶときや、6年生で歴史を学習するときに非常に役立っている。子どもたちがもっと京都のことを知ってほしいという観点で編集しているので、社会の授業で活用すると教科書よりもより深く京都について学べる。

○中学校での活用は、京都商工会議所の「京都検定」の受検につながればと考えている。

エ 議案事項

報第4号 京都市教育委員会通則の一部を改正する規則の制定について

報第5号 京都市教育委員会統括監察員等の設置に関する規則の全部を改正する規則の制定について

報第6号 人事について

(事務局説明)

○ 的山総務課長

本議案は、全庁的な監察体制の見直しが平成25年9月1日実施で進められたものの、詳細が確定したのが実施の直前となり時間的余裕がなかったため、教育委員会通則第14条の規定による教育長専決させていただいている。また、関連する議案であり、一括して審議いただきたい。

本市では、今年度、8月までに、本市小学校常勤講師の逮捕を含め5件の逮捕事案が既に発生していることを受け、全庁的に9月1日付けで監察体制の強化を行うこととしたものである。具体的には、服務及び業務監察を統括する局長級の職として「監察監」を、服務及び業務監察に関する事務を掌理し、補佐する職員を指揮監督する部長級の職として「総括監察員」を設置する。監察監を在田教育次長が、統括監察員を市田総務部長が兼職する。

不祥事防止に向けては、繰り返し服務規律の徹底等の取組を進め、特に、8月には、局長・部長級職員による事務局全職場の巡察、並びに人事主事、首席指導主事等による全市立学校・幼稚園の巡察を実施し、教職員への訓示や職場監察、課題の点検などの一歩踏み込んだ取組を行ってきているが、その最中、9月11日、神川中学校の教諭が深夜に酒気帯び運転で逮捕されるという事案が発生した。

逮捕翌日には、緊急の全市校園長会を開催し、校園長に、教職員一人一人への注意喚起を図ることや不祥事根絶に向けた具体的方策を検討・実施するよう指示したところである。

今後も、新たな監察体制のもと、再発防止も含め、教育公務員倫理・服務監察の徹底に万全を期す決意で、綱紀粛正に全力を挙げて取り組んでまいりたい。

(委員からの主な意見)

- 神川中学校教諭が飲酒運転を行った理由、背景、今後の対処等を確認したい。
- 不祥事を防止するためには、指導や注意喚起だけではなく、風通しのよい職場づくりを行うことが重要である。過去、不祥事が多発した際にも、そうした取組が効果を上げていた。校長が、教職員の人権に配慮しつつ一人一人の背景や私生活に踏み込んで人間関係を築き、組織づくりをしていけるような働きかけをしてほしい。

(事務局)

- 神川中学校教諭の事案は、逮捕当日、飲食後、自宅近くの路上において、酒気を帯びた状態で乗用車を運転したものである。当該教諭の処分に関しては、これまでの教諭の勤務状況や学校現場に与える影響等を踏まえ厳正に対処する。
- 今後とも、繰返し注意喚起を行うとともに、教職員が互いに批判し合える風通しのよい職場づくりに取り組み、不祥事の防止につなげてまいりたい。

(議決)

委員長が、報第4号「京都市教育委員会通則の一部を改正する規則の制定について」、報第5号「京都市教育委員会統括監察員等の設置に関する規則の全部を改正する規則の制定について」、報第6号「人事について」の採決を行い、「異議なし」を確認。

オ 非公開の宣言

委員長から、以下の報告1件、議案1件について、会議を非公開とすることを宣言。

議第22号「第65回教育功労者表彰について」

(事務局説明)

○ 的山総務課長

今年で65回を迎える教育功労者表彰について、京都市教育委員会表彰規則に基づき被表彰者を審議いただきたい。

今年度の業績表彰候補者は、個人37名、団体21団体、学校7校の計65件。これまで候補者の選定にあたり、事務局各課からの内申を基に選考会を実施してきた。

式典は平成25年11月14日(木)を予定している。それでは個々の表彰理由について、戸田庶務係長から説明させていただく。

○ 戸田庶務係長

先述のとおり、今年度の業績表彰候補者は、個人37名、団体21団体、学校7校の計65件。また、永年勤続表彰は学校教職員・教育委員会事務局合わせて279名、学校医・学校歯科医・学校薬剤師合わせて18名の、計297名を予定している。

業績表彰候補者の表彰理由について説明させていただく。

*業績表彰候補者の表彰理由について、資料に基づき説明。

(委員からの主な意見)

- 教育功労者表彰の主な意図はどういったものか。

○設立の節目にあたる団体に対する表彰が何件か見られるが、機械的なものか。

○表彰の記念品はどのようなものか。

(事務局)

○個人については、永年にわたり本市教育の発展に御貢献をいただいた方々に感謝の意を込めて表彰する場合と、一定期間の活動について、その功績を称えるとともに、引き続き本市教育の発展に御尽力をお願いするという期待を込めて表彰する場合がある。

また、団体については、本市教育の充実発展に多大な貢献をいただいた団体や、全国大会や近畿大会を京都市で開催し、その研究成果を全国に発信した研究会、そして学校の特色を活かし子どもたちの教育活動の向上に寄与した学校を表彰している。

いずれも、職員のモチベーションを高め、本市全体の教育の向上を図ることを目的としている。

○機械的に、何周年で表彰ということを決めているわけではなく、一定期間長期にわたり、本市教育の発展に貢献いただいたことに対して表彰している。今後についても、同様に考えている。

○表彰盾又は表彰状をお渡ししている。それ以外の副賞等は設けていない。

(議決)

委員長が、議第 22 号「第 6 5 回教育功労者表彰について」の採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

オ 報告事項

平成 26 年度教員採用選考試験結果について

(事務局説明)

○ 東教職員人事課長

平成 26 年度採用試験については、退職者数の増加や児童生徒数の自然減に伴う定数減、年金支給開始年齢の引き上げに伴う再任用希望者の増加を見据え、昨年度に比べ 110 名減の 270 名を採用予定者数とし、平成 14 年度採用試験以来、12 年ぶりとなる 8 倍を超える志願倍率となる中、267 名を内定した。全体の競争倍率は、前年度から 1.9 ポイントアップの 7.4 倍となった。

校種・職種別の内定者数と倍率については、幼稚園は 3 名、小学校は 114 名の内定で 6.4 倍。中学校は国際貢献活動経験者特別選考の 1 名を合わせ、全体で 86 名の内定で 8.3 倍。高校は理数工志願者特別選考の 1 名と保健体育志願者特別選考の 1 名を合わせ、全体で 13 名の内定で 16.4 倍。総合支援学校は優秀な受験者が多く、採用予定者数を上回る 40 名の内定で 4.5 倍。養護教諭は 7 名内定で 11.1 倍。栄養教諭は 4 名内定で 9.0 倍。いずれの校種・職種も高倍率となった。

今年度の試験の特徴について、まず特別選考の観点から報告する。平成 17 年度試験から導入している国際貢献活動経験者特別選考では、青年海外協力隊としてウズベキスタンへの派遣経験を有する志願者 1 名を中学校社会区分で内定した。今年度、科学技術や理数

教育のさらなる推進に向け新設した理数工志願者特別選考では、博士号取得者であり、人工生命システムに関する研究経験を有する志願者1名を高校理科区分で内定した。市立高校では、入学者選抜をはじめとした教育制度改革、工業高校改革など、従来の教育スキームの変革が図られる中、次代の京都市、わが国の新たな科学技術教育、理数教育を切り拓き、牽引していく人材として期待を寄せている。保健体育志願者特別選考では、新体操の全日本社会人大会で優秀な成績を収めた経験を有する志願者1名を高校保健体育区分で内定した。

次に、1次試験免除の特例等の観点から報告する。大学・大学院推薦制度については、79の大学・大学院から推薦された136名の受験者のうち、46名を内定した。京都教師塾7期生については、132名の受験者のうち、33名を内定した。京都教師塾の塾生の合格率は、依然として受験者全体の合格率を大きく上回る結果となっており、質の高い教員養成がなされている成果と考えている。また、今年度は、次代の教育を担う優秀な教員の育成を目指し、平成19年4月に本市が設置した全国初となる教員養成専門学科「塔南高校教育みらい科」の第1期卒業生が初めて教員採用試験を受験することとなった。この教育みらい科第1期生からは、11名が受験する中、小学校区分で2名、中学校区分で1名、高校区分で1名の計4名を内定している。京都教師塾の成果も併せ、本市の教員養成施策が着実に実を結んでいるものとする。なお、新卒者の状況については、現役の大学・大学院生内定者の全内定者に占める割合が33%となり、昨年度の24.9%と比較すると大幅に増えている。今年度の試験の特徴は以上である。

今後の予定としては、最終結果を9月26日の午後3時に、市役所前掲示板とホームページで発表する。また、採用前研修会を10月18日から来年2月中旬まで延べ10回程度実施する。

(委員からの主な意見)

- 塔南高校教育みらい科出身の受験者について、男女の内訳はどうなっているか。
- 理数工志願者特別選考は、科学コミュニケーション（科学にかかわる情報を科学者と科学者でない人々がやりとりすること）を一層推進するための核となる人材を確保するうえで重要な位置づけにあると言える。大学等の研究機関でも、科学コミュニケーションを、研究者にとってキャリアを形成するうえでの重要なプロセスと捉えている。
- 特別選考では、特定の技能に秀でた人材を採用することになるが、そのような人材の育成方法、活用方法をどのように考えているか。その長所を活かし、学校を中核とした地域社会のコーディネーターとしての役割を果たすことが望まれるが、そのために必要な素養を通常の教員養成による手法で育成することには困難な面がある。
- 市立工業高校改革の中で、従来のものづくり分野と芸術分野との融合が一つの論点となっているが、そのように新たに創造された分野を先導する教員の採用手法を検討してもよいのではないか。

(事務局)

- 塔南高校教育みらい科の受験者11名のうち、男性は7名、女性は4名である。なお、内定者全体では、男性が約4割、女性が約6割という構成となっている。
- 理数工志願者特別選考及び保健体育志願者特別選考では、志願校種・教科の普通免許状

を有しない方及び取得見込みのない方も志願することができ、選考試験に合格された場合には、その後に、担当する教科に関する専門的知識経験又は技能を有する社会人等に授与される特別免許状を取得いただくことを教諭としての正式採用の要件としている。特別免許状を取得された教員に対しては、大学院等との連携により特別な研修を実施するなどのフォローアップをしている。今後も、市民ぐるみ・地域ぐるみで実践する本市の教育活動の中で、最大限に力を発揮していただけるよう努めていく。

(4) 閉会

12時15分、委員長が閉会を宣告。

署 名 委員長